

広島県は優良産廃処理業者認定制度を推進しています！

＜平成 29 年度優良産廃処理業者認定制度周知推進事業＞

平成 29 年 6 月
広島県資源循環協会
(広島県委託事業)

産廃処理業者の皆様へ

■優良産廃処理業者認定制度とは？

- ・希望する産廃処理業者に対し、都道府県・政令市が通常の許可基準より厳しい基準で審査し、優良な産廃処理業者として認定する制度です。
 - ・認定された業者は、自らが優良な産廃処理業者であることを排出事業者にアピールできるなど、多くのメリットがあります。
- (※認定基準、メリット等の詳細は裏面をご覧ください。)

■広島県は優良認定を推進するため、次の取組みを実施します！

- 1 メールマガジン配信
 - ・優良認定取得・継続のポイントをメールマガジン（年 4 回）でお伝えします。また、下記に関する案内についてもお知らせします。
- 2 情報公開に関するセミナー等を開催します
 - ・優良認定取得に必須の「インターネット公表」に関するセミナーや個別相談会を実施します。
- 3 その他有益な情報をご提供します
 - ・当協会では本事業以外にも、優良認定業者の育成を図るための講習会や、認定基準の「エコアクション 21」「ホームページ」整備に係る支援を行っています。
- 4 お気軽にご相談ください
 - ・これらの内容について、下記の相談窓口を設けていますので、制度の概要から

自らが排出事業者でもある皆様へ

- ・事業者は、自らが排出した産業廃棄物を適正に処理する責任があります。
- ・処理を委託した後もその状況を確認することなどが法令で義務づけられており、不適正な処理が行われた場合、排出者責任を問われることもあります。
- ・そうしたことが無いよう、排出事業者が産廃処理業者を選択する際の判断材料の一つとして、優良認定制度があります。
- ・優良産廃処理業者は、許可証に「優良」マークが記載されるほか、インターネットでも確認することができます。(※サイトアドレスは裏面をご覧ください。)
- ・産廃処理業者から返送される manifests の確認や、優良認定制度を活用する

＜問合せ・相談窓口＞

一般社団法人広島県資源循環協会

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4 F

☎ (082) 247-8499 FAX (082) 247-9719

委託元：広島県（環境県民局産業廃棄物対策課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

☎ (082) 513-2963 FAX (082) 211-5374

<優良認定業者として認定されるためには？>

- ・次の認定基準のすべてに適合する必要があります。

■優良認定基準

1 実績と遵法性

- ・5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと

2 事業の透明性

- ・許可内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表し、かつ、所定の頻度で更新していること

3 環境配慮の取組

- ・ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること

4 電子マニフェスト

- ・電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できること

5 財務体質の健全性

- ・直前3事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること

<認定を受けるメリットは？>

- ・許可の有効期間（通常5年間）が7年間に延長されるため、事務負担軽減につながる。
- ・許可証に「優良」マークが記載されるため、排出事業者に対するアピールが可能。
- ・許可申請時の添付書類の一部省略が可能。
- ・排出事業者が優良認定業者をインターネットで検索して問い合わせることが可能。

■優良認定業者を確認できるインターネットサイト

『優良さんぱいナビ』 : <http://www3.sanpainet.or.jp/>

『産廃情報ネット-さんぱいくん-』 : http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_um.php

『広島県ホームページ』 : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yuryonintei-yuryoka-top.html>
(※「優良産廃処理業者の公表等」)

『ひろしま産廃ネット』 : <http://www.hshigen.or.jp/pages/index.html>
(※「新着情報」や「探して産廃」による検索)

- ・広島県「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」による手続きにおいて、事前協議書類の大半が省略可能。

★通常

- ・事前協議書（様式第1号）
- ・産業廃棄物性状表（様式第2号）
- ・分析証明書の写し
- ・搬入処理する産業廃棄物の写真
- ・関係処理業者の許可証の写し
- ・県内搬入処理に係る関係者の役割等が記載された書面（委託契約書の写し又は確約書）
- ・（搬入が複数年度にまたがる場合）：次年度分の性状等報告書
- ・実績報告



☆優良認定業者に委託する場合

- ・事前協議書（様式第1号）
- ・~~産業廃棄物性状表（様式第2号）~~
- ・~~分析証明書の写し~~
- ・~~搬入処理する産業廃棄物の写真~~
- ・~~関係処理業者の許可証の写し~~
- ・県内搬入処理に係る関係者の役割等が記載された書面（委託契約書の写し又は確約書）
- ・~~（搬入が複数年度にまたがる場合）：次年度分の性状等報告書~~
- ・実績報告